

記帳支援事業（公益目的事業） 記帳処理サービスを ご存知ですか？

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用できるシステムです。会計の負担を軽減したい方など、是非ご検討ください。

※記帳士会費の方は
ご遠慮下さい

TEL 0465-24-2614 (事業課)

青色申告会 会の予定 10月

1日(木)	10:00	複式簿記講座&開講式（青色会館4F）
5日(月)	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
6日(火)	10:00	法律相談（青色会館1F）
	18:00	秋の講演会
7日(水)	13:00	局記帳指導会/PC（青色会館3F）
		こ融資相談会（青色会館1F）
8日(木)	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
	10:00	局記帳指導会/PC（青色会館3F）
9日(金)	16:00	正副会長会議
13日(火)	10:00	年金相談（青色会館1F）
15日(木)	14:00	税理士相談（青色会館1F）
16日(金)	10:00	法律相談（青色会館1F）
19日(月)	08:50	租税教室（城北高校）
	15:30	租税教室（立花高校）
	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
21日(水)	10:00	相続相談（青色会館1F）
22日(木)	10:00	不動産相談（青色会館1F）
	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
26日(月)	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
27日(火)	09:40	租税教室（山北高校）
28日(水)	16:00	監査会
	10:00	局記帳指導会/説明（青色会館4F）
	10:40	租税教室（山北高校）
29日(木)	11:50	租税教室（相洋高校）
	10:00	複式簿記講座（青色会館4F）
【支部・部会関係事業】		
4日(日)	09:00	湯河原会員家族親睦会（湯河原パークゴルフ）
5日(月)	18:00	山北支部幹事会（ふるさと交流センター）
8日(木)	16:00	真鶴支部幹事会（情報センター）
9日(金)	17:00	南足柄幹事会（商工会館）
13日(火)	17:00	小田原城南支部幹事会（J A 早川公民館）
14日(水)	17:30	湯河原支部幹事会（湯河原商工会）
	10:00	青年部会 大和会視察
15日(木)	17:00	足柄上支部幹事会（足柄上商工会）
	18:00	橋支支部幹事会（タウンセンターこゆるぎ）
16日(金)	17:00	小田原中央支部幹事会（青色会館）
19日(月)	17:00	箱根支部幹事会（宮城野温泉会館）
20日(火)	18:00	川東支部幹事会（魚利商店）
		南足柄支部役員家族親睦バス旅行（東京）
21日(水)	17:00	小田原足柄支部幹事会（井細田公民館）
23日(金)	18:00	小田原城北支部幹事会（尊徳記念館）
	19:00	異業種交流会（青色会館5F）
25日(日)	10:00	湯河原支部ホールパーティ配り（産業まつり）
27日(火)		城南支部会員家族親睦バス旅行（群馬方面）

『あなたの身近な税金説明会』の日程は1面をご覧ください。

県税事務所からのお知らせ

10月は個人県民税・市町村民税の 第3期分の納期です！

○県民税とは

- ・県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただく税金です。
- ・県では、水源環境保全・再生に向けた新たな取組みの費用として、個人県民税に対する超過課税をお願いしています（平成24年度～28年度の5年間）。

○個人の県民税【納める人】

毎年1月1日現在 県内に住所がある個人	均等割と所得割
毎年1月1日現在県内に事務所、事業所 または家屋敷があり、その所在する 市町村に住所がない個人	均等割

【納める額】（平成27年度）
・均等割 ……年額1,800円
・所得割額 ……前年の課税所得に対して、4.025%を負担していただきます。
【申告と納税】
申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。
・申告期限
申告期限は毎年3月15日です。（所得税の確定申告書を提出した方、給与所得のみの方は、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。）
・納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれて納めることになっています。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的な年金に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から差し引かれます。

起業を考えている皆様へ

おだわら 起業スクール 受講生募集！

2015年
10/24
よりスタート！
受講
無料

詳しくはホームページをご覧ください。

創業支援

検索

日程：10月24・31日、11月7・14・28・12月5日（全6回）
会場：小田原青色申告会5階会議室
時間：13：00～17：00
内容：経営者の心構え、販路開拓、会計の仕組み、経営計画・収支計画の立て方、先輩起業家体験談、マーケティング戦略、資金調達、ビジネスプランの作成・発表・講評など
対象：市内で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方30人（受講動機が具体的な方や市内在住・通勤の方を優先）
申込：ハガキ、ファックスに住所、氏名、年齢、電話番号、受講動機（100字以内）、志望職種を明記の上、10月16日（必着）までに合同会社まち元氣小田原まで申込。
ハガキ宛先／〒250-0004 小田原市浜町1-1-46

お問合せ・お申込み／まち元氣小田原 起業家・創業支援センター
TEL.0465-23-6660 FAX.0465-23-3390

税務署 からの お知らせ

いよいよ、社会保障・税番号制度 （マイナンバー制度）が始まります【概要編】

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

個人番号・法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。この個人番号は、通知カードにより、市区町村から住民票の住所に簡易書留で送付されますが、個人番号は社会保障・税・災害対策分野の全ての法律で定められた行政手続にしか使えません。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。個人番号と異なり、法人番号は、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

税務関係書類への番号記載について

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年以降の申告書から	〔平成28年分の場合〕平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	〔平成28年12月決算の場合〕平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	〔例〕平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座源泉徴収報告書…平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

本人確認の方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、個人番号が記載された申告書や申請・届出書等を税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

マイナンバー制度導入に向けた準備について

事業者の方は、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保障の事務手続などで従業員の方などの個人番号を取り扱うこととなりますが、その際には、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお進めください。国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

○税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

税のカレンダー

納期表を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限

【第4期分】 中井町・松岡町……………11月2日（月）
【第5期分】 小田原市・南足柄市・大井町・山北町・間成町・箱根町・湯河原町……………11月2日（月）
【第6期分】 松岡町……………11月2日（月）
【第7期分】 貴船町……………11月2日（月）
○後期高齢者医療保険料（普通徴収）
【第4期分】 小田原市・南足柄市・間成町・箱根町・湯河原町……………11月2日（月）
【第5期分】 小田原市・南足柄市・大井町・松岡町・山北町・間成町・箱根町・貴船町・湯河原町……………11月2日（月）

○介護保険料の納期限

【10月分】 小田原市……………11月2日（月）
【第4期分】 中井町・大井町・松岡町・山北町……………11月2日（月）
【第5期分】 南足柄市・間成町・箱根町……………11月2日（月）
【第7期分】 貴船町……………11月2日（月）

○市民税・県民税（普通徴収）

【第3期分】 小田原市・南足柄市……………11月2日（月）
○町県民税
【第3期分】 中井町・大井町・松岡町・山北町・間成町・箱根町・貴船町・湯河原町……………11月2日（月）

ご予約は
お早めどうぞ。

会員限定 無料相談

要ご予約

約10時～2612

弁護士の
法律相談会
10時～12時
10月6日（火）
10月16日（金）
11月10日（火）

弁護士の
相続相談会
10時～12時
10月21日（水）
11月18日（水）
12月16日（水）

税理士の
税相談会
10時～12時
10月15日（木）
11月19日（木）
12月17日（木）

社会労務士の
年金相談会
10時～12時
10月13日（火）
11月17日（火）
12月8日（火）

社会労務士の
不動産相談会
10時～12時
10月22日（木）
11月26日（木）
12月24日（木）

ご注意
同一の内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。
会場：納税センター・青色会館